

事 務 連 絡
令和3年6月16日

一般社団法人ペットフード協会会長
一般社団法人日本ペット用品工業会会長
一般社団法人全国ペットフード・用品卸商協会会長

殿

農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課
課長補佐（愛玩動物用飼料対策班担当）

犬用セミドライ製品等を製造する工場での猫用ペットフードの製造について
－ プロピレングリコールの混入に関する注意喚起 －

日頃より、ペットフードの安全確保に御尽力いただき感謝いたします。

愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律（平成20年6月18日法律第83号）第5条第1項に基づく、愛玩動物用飼料の成分規格等に関する省令（平成21年4月28日農林水産省令・環境省令第1号）別表の2の販売用愛玩動物用飼料の製造の方法の基準により、猫用ペットフードにプロピレングリコールを用いてはならないこととなっています。

今般、販売者の自主的な検査により、猫用ペットフードからプロピレングリコールが検出されたとの報告がありました。原因については販売者及び製造者による調査中ですが、本件では、幸いにも今のところ猫の健康被害の報告はないとのことです。

しかしながら、プロピレングリコールの混入は濃度によっては死亡等、猫の健康被害を引き起こす可能性があります。

つきましては、貴会会員に対し、猫用ペットフードを製造する施設において、プロピレングリコールを添加する仕様の犬用セミドライ製品等を製造している場合は、

- ・ 製造ラインによる交差汚染等が発生する可能性について改めて点検すること
- ・ 猫用ペットフードにプロピレングリコールが含まれていないことを定期的に検査・確認すること

等、安全確保対策について今一度ご確認いただくよう、周知及び注意喚起をお願いいたします。